

# 社会福祉法人 愛和会

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛和会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行に応じて受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費を初めとする必要実費経費相当額（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行に応じて報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、別表により報酬等を支給することができる。
- 3 理事には、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、報酬等を支給することができる。
- 4 監事には、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、報酬等を支給することができる。
- 5 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

### (理事会及び評議員会への出席報酬)

第4条 理事が、理事会・評議員会・評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により、報酬を支払うものとする。

#### **(役員及び評議員の業務報酬)**

第5条 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うものとする。

2 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うものとする。

#### **(監事の出席及び業務報酬)**

第6条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

2 監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うものとする。

#### **(評議員選任・解任委員の出席・業務報酬)**

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

2 評議員選任・解任委員が、理事長の命を受けて法人の業務に従事したときは、別表により報酬を支払うものとする。

#### **(理事長への報酬等)**

第8条 理事長には、定款第5章第24条の職務執行に応じて、評議員会が決議した報酬を支払うことができる。

#### **(費用弁償の支給)**

第9条 この法人は、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として費用弁償を支給することができる。その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて費用弁償として支給することができる。

#### (報酬等の支給日)

第10条 常勤役員の報酬等は、毎月末日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日等金融機関の休業日等にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

#### (報酬等の支給方法)

第11条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立金等を控除して支給する。

#### (公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

#### (補足)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

#### 附 則

この規程は平成31年4月 1日から施行する。

別表1

## 出席報酬

名 称	報 酬 額
理 事 会	日 額 4, 1 2 6 円
評 議 員 会	日 額 4, 1 2 6 円
評議員選任・解任委員会	日 額 4, 1 2 6 円

※法人及び事業所の職員を兼務する役員等には、この規程を適用しない。

別表2

## 業務報酬

名 称	報 酬 額
理 事	日 額 4, 1 2 6 円
評 議 員	日 額 4, 1 2 6 円
監 事	日 額 4, 1 2 6 円
評議員選任・解任委員	日 額 4, 1 2 6 円

※法人及び事業所の職員を兼務する役員等には、この規程を適用しない。